

こども医療費助成に係る
貸付制度事務の手引き
(医療機関向けQ&A)

沖縄県保健医療総務課

平成29年4月

目 次

1. 事前準備について	1
2. 資格認定証の確認について	2
3. 請求書（医療費）について	3
4. 自己負担額を月ごとに請求ができない場合の 取り扱いについて	4
5. 領収書の取り扱いについて	4
6. 手数料の支払いについて	5
7. その他	5

1. 事前準備について

1-Q1.貸付制度の導入に向けて、医療機関側が事前に準備しておくことはありますか。

1-A1.月ごとの請求書を作成するための事前準備として

貸付制度利用者の管理簿の作成をお願いします。

管理簿に記載する内容として、受診日、市町村名、氏名、住所、受給者番号、保留した医療費、支払日（既に領収した額がある場合は領収済額）等となります。

1-Q2.貸付制度の実施にあたり、医療機関窓口で患者様へお願いすることはありますか。

1-A2.受付の際に「こども医療費助成貸付制度資格認定証（水色）を提示された場合は、「貸付制度を利用しますか」と確認し、封筒を受け取り、資格認定証の内容を確認してください。

1-Q3.貸付制度について質問がある際はどちらに問い合わせすればよいですか。

1-A3.

●資格認定証や制度に関する問い合わせ先

各市町村こども医療費助成担当窓口

（連絡先については、こども医療費助成に係る貸付制度事務取扱マニュアルの関係機関連絡先をご参照ください）

1-Q4.新に貸付制度に加入したい場合は、どちらに問い合わせればよいですか。

1-A4.

●制度の契約に関する問い合わせ先

沖縄県保健医療総務課 総務班 こども医療費助成事業担当者

TEL:098-866-2169

2. 資格認定証の確認について

2-Q1.資格認定証は、どのような人に交付されるのですか。

2-A1.病院窓口での支払いが困難な方に対して、市町村が審査のうえ、交付されます。
各市町村が実施することも医療費助成事業の対象者で、窓口での支払いが困難と認定された方になります。
対象年齢は、市町村により異なります。

2-Q2.医療機関窓口にて資格認定証を提示した場合、自己負担額の支払いはなくなるのですか。

2-A2.貸付制度は、自己負担額の支払いを一時的に保留する制度であり、受給者は市町村からの貸付金の交付を受け、後日医療機関に支払うこととなります。

2-Q3.資格認定証は毎回の提示が原則となっていますが、提示がない場合は貸付制度の取扱対象外としてよいのですか。

2-A3.資格認定証の提示がない場合は、原則貸付制度の取扱対象外となります。ただし、受診後に受給者が貸付制度を知り、利用を申し出た場合は、各市町村に相談し対応してください。

2-Q4.受診後に、受給者が貸付制度を知り利用を申し出た場合は、すぐに保留しても問題ないですか。

2-A4.受給者が資格を取得できるか、遡って適用できるかは、市町村の判断となります。そのため、居住市町村に連絡し、制度を利用できるか相談して対応してください。

2-Q5.受給者から資格認定証の提示を受け診療を行いました。自己負担額が少額であり受給者が支払い可能の場合についても保留する必要がありますか。

2-A5.受給者が少額のため支払う意思があるときは、制度を利用せずに通常どおり支払うことは可能です。ただし、受給者が制度の利用を希望する場合は、少額であっても制度の利用にご協力をお願いします。

2-Q6.資格認定証の交付日と有効期限が一致していないときは、有効期限を資格の開始日と判断していいですか。

2-A6.有効期限が制度を利用できる資格の期間になります。資格認定証の交付日は、認定証を交付した日です。遡って交付した場合は交付日と有効期限の開始日が一致しないことがあります。

2-Q7.受給者が返送用封筒を忘れた場合は、どのように対応すればよいですか。

2-A7.市町村は、受給者に対して、資格認定証と一緒に返送用封筒を渡しています。そのため、受給者に次回の診療のときに封筒を持参するように伝えてください。次回の診療が翌月になるなど、当月中の封筒の持参が見込めない場合は、市町村にご連絡ください。

2-Q8.資格認定証は持っているが、健康保険証を持っていない場合はどうなりますか。

2-A8.健康保険証の提示がなく 10 割負担となる場合は貸付制度の対象とはなりません。

3. 医療費の請求書について

3-Q1.請求書（医療費）はどこへ提出するのですか。また、提出方法及び毎月の提出期限はあるのですか。

3-A1.請求書は、「受給者あて」で作成しますが、資格認定証に記載されている市町村に送付してください。また、送付方法は、受給者が持参した返送用封筒で郵送してください。提出期限は診療の翌月 10 日までとなっており、その日が土・日・祝祭日の場合はその翌日以降の最初の営業日までとなります。提出が遅れた場合、受給者に対する貸付金の交付が遅れ、受給者からの医療費の支払いが遅れることがあります。

3-Q2.請求書（医療費）を作成する方法は決まっていますか。

3-A2.請求書は、任意様式になります。ただし、保険診療や保険外診療、入院時食事療養費の内訳、領収済額、請求額及び受診日がわかるように記載してください。既存の請求書が内容を満たしている場合は、総括表（マニュアル9頁）を作成し、既存の請求書を別添として添付しても構いません。

3-Q3.請求書は、その都度送らないといけませんか。まとめて送ってもいいですか。

3-A3.請求書は、診療月毎にまとめて送付をお願いします。

受給者が治療終了後に、同月内に再度の診療があることが想定されますので月締めでまとめることが好ましいと考えております。

4. 自己負担額を月ごとに請求ができない場合の取り扱いについて

4-Q1.入院診療分などの患者へ翌月請求するものについては、退院時にまとめて請求することもある。この場合、2ヶ月分をまとめて請求書を作成してよいのですか。

4-A1.2ヶ月分をまとめて請求することは可能です。ただし、その場合は、1月目の貸付金の交付が遅れることになります。

5. 領収書の取り扱いについて

5-Q1.貸付制度の利用により支払われた領収書は本人に渡してよいのですか。

5-A1.貸付制度の利用により支払われた自己負担額に関する領収書は、返送用封筒により市町村に郵送してください。市町村は、郵送された領収書により貸付金の返済手続きを行います。

5-Q2.自動償還払いの報告に含めなければならないですか。

5-A2.貸付制度の利用により支払われた自己負担額については、自動償還払いの報告に含め
ないでください。二重払いの防止にご協力をお願いします。

6. 手数料の支払いについて

6-Q1.手数料はどのように算定されるのですか。

6-A1.手数料は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書ごとに1件(レセ)として算定します。
また、市町村に領収書が送付されたレセの件数になります。

6-Q2.手数料は1件あたりいくらになるのですか。

6-A2.手数料は1件につき16円です。
金額につきましては、沖縄県との契約にて定めております。

6-Q3.手数料はいつ支払われるのですか。

6-A3.市町村が、請求書を受けてから原則翌月末までに各医療機関(事前申請された口座)
にお振込みいたします。

7. その他

7-Q1.高額療養費に該当する場合の手続きはどのようになるのでしょうか。

7-A1.高額療養費に該当する場合は、限度額証の手続きを行うように助言してください。高
額療養費や家族療養附加給付金に該当する場合は、原則、限度額証の自己負担額が貸
付額になります。

7-Q 2.学校での怪我等により、学校保険が適用する場合はどのようになりますか。

7-A 2.学校保険が適用する場合は、こども医療費助成の助成対象外となります。そのため、貸付制度の利用ができませんので、学校保険を利用するように受給者に助言してください。